

令和5年8月 農業委員会議事録

開催日：令和5年8月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時58分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 8月25日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	欠	11	豊 田 佳 樹	欠
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 江 森 一 雄

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚
農業振興課主幹 加 藤 武 司
農業振興課主査 石 垣 智 章

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。皆さんおそろいになっていますので、早速始めたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。暑い中ご苦労さまです。

早い方は、もう稲刈りをやったということで、この辺りも間もなく暑い中の稲刈りが始まるのかなと思っております。3か月の長期予報でも9月は暑いということが言われております。雨も多少多いような話なのですが、入梅に雨が降らないと、秋に降るとというのが通常のパターンなので、これからの天気が秋作業の進捗に一番影響するのかなと思っております。ここのところ暑過ぎて、稲作農家さんから米に艶がないようなことをお聞きしております。特にコシヒカリなどは品質も悪いのかなと思っております。新潟県の妙高市では、水不足で大分米がやられているということで、ニュースなどでも騒がれております。米どころと呼ばれる地域で米の生産が減ると米の価格が上がると言われています。農家はどこかが悪いことが起きない限り、なかなか米の価格が上がらないというのが実情です。

また、ニュースでもやっていましたが、カメムシが大量発生しているということで、稲作に関しては多少影響が出るものと思います。稲刈り前に草刈りをするとカメムシが稲に入ってしまうというのがよく言われているのですが、収穫の遅い品種である「かがやき」等が下手すると被害に遭ってしまうおそれがあります。この辺でどの程度発生するのか分かりませんが、実際カメムシにやられると、色彩選別機を持っていない人は米の等級も下がってしまいますので、いろいろ苦労が絶えないのかなと思っております。

暑い中の皆さん利用状況調査をしてもらっていると思いますが、来月も暑いと言っていますので、これから調査をされる方は熱中症に気

局

長

をつけながら利用状況調査をしていただければありがたいと思います。

話がまとまりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日農業委員さんは全員出席でございますので、総会は成立しております。

なお、本日は第3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明員として農業振興課の加藤主幹、石垣主査が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議

長

それでは、ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から5番の渋谷委員、6番の小沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番と2番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番、2番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,223平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万7,485平方メートルです。通作距離は0.3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員6番の関根委員、2番について推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、関根委員よりお願いいたします。
6番推進委員 (関根委員)		それでは、1番の件について補足いたします。
		8月17日に現地を確認いたしました。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ございません。
		以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。
		2番について、原田委員よりお願いいたします。
13番推進委員 (原田委員)		2番の件について補足説明いたします。
		8月17日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ありません。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
		続きまして、第1号議案の3番については、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によ

議長

統括主幹

議長

事務局

議長

全員

議長

り、●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時09分)

(●番 ●●委員退室：午前10時09分)

(再開時刻：午前10時10分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

第1号議案の3番について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条1項の規定による許可についての3番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万673平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員4番の林委員が欠席のため、事務局からお願いいたします。

3番の件について事務局より補足説明します。

8月17日に推進委員、林委員より現地を確認しており、申請地については適正に管理、耕作されているとの報告を受けております。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないという報告を受けております。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

		ます。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
		ここで暫時休憩いたします。
		(休憩時刻：午前１０時１１分)
		(●番 ●●委員入室：午前10時11分)
		(再開時刻：午前１０時１２分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		第１号議案の４番について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の１ページを御覧ください。
		第１号議案 農地法第３条第１項の規定による許可についての４番について説明します。
		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、４番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は１万１,３０１平方メートルです。通作距離は０.８キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め５名です。
		本件は、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員１番の小早川委員よりお願いいたします。
１番推進委員 (小早川委員)		４番の件について補足説明します。
		８月１７日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありませんでした。
		以上、報告します。よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。

全
員
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は資材置場（車両置場）です。転用理由といたしまして、譲受人は平成25年に市内に本店を置き、主に貨物自動車運送業を営む法人です。昨今、多くの商品がインターネットにて販売、流通しており、弊社もその恩恵を受け、業績が向上発展しております。中古車販売についても同様な傾向にあり、インターネット上での販売が主流になりつつあり、自動車関連業務の一環として中古車販売事業に進出したいと計画し、車両置場用地を探していたところ、申請地は事務所からも近く、幹線道路からのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は昭和49年に市外に本店を置き、主に各種看板の企画及び製作販売を営む法人です。現在作業所として借用している場所は資材を置くことができず、現場ごとに資材を購入して作業をしてまいりました。自社の資材置場を設けることによって、各資材の搬出入及び廃材の仕分や処分が容易になるため、土地を探していたと

ころ、申請地は本社、作業場からも近いことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で叔父の住まいにも程近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分な居住空間の確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父の住まいにも程近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成15年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。現在使用している駐車場を返却することになり、同規模の土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の両親の所有する住宅に居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父の住まいにも程近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について坂巻委員、3番から5番について宇田川委員、6番について田口委員よりお願いいたします。 それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。
1 番 委 員 (瀬尾委員)	1番の件についてご説明いたします。 8月の16日に現地確認をしております。申請地の現況は田で、転用目的は車両置場となります。東側はコンクリートブロック及びフェンスを設置し、出入口部分を除いたその他の箇所はコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。
議 長	ありがとうございました。
3 番 委 員 (坂巻委員)	2番について、坂巻委員よりお願いいたします。 2番の件につきましてご説明いたします。 8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場です。出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。
8 番 委 員 (宇田川委員)	3番から5番について、宇田川委員よりお願いいたします。 3番の件について説明します。 8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側道路部分を除き、西側は水路、南側は地先ブロック、北側を隣地既存コンクリートブロックにて区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。 以上、報告します。 続きまして、4番の件について説明します。8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側道路部分を除き、隣地既設コンクリートブロック、西側及び南側を新設コン

議 長

1 0 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長

1 0 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長
事 務 局

クリートブロック、北側を隣地既存コンクリートブロックにて区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、5番の件について説明します。8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き、東側、南側及び西側をコンクリートブロック積み、北側はコンクリートブロック積み及びネットフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

6番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、6番の件について説明をいたします。

8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。道路のある北側部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

すみません。1番の件につきましてちょっと確認させてください。

事務局のほうから説明があったわけですが、転用内容についての説明なのですけれども、車両置場及び資材置場という形で説明のほうがあったのですけれども、本日の資料のほうには転用内容につきましては車両置場というふうになっております。どちらのほう正しいのか、ちょっと確認させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局、お願ひします。

●●●●●●●●のほうからの内容ですと、中古車の販売ということ
で車両自体が資材という扱いになっているということを報告受けてお

1 0 番 委 員
(田口委員)

議 長

1 0 番 委 員
(田口委員)

議 長

全 員

議 長

議 長

農 業 振 興 課

全 員

農 業 振 興 課

りますので、一応資材置場（車両置場）ということでご説明させていただきました。

分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

はい。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業振興課から説明願います。

農業振興課の石垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お配りさせていただいた資料を確認させていただきます。

1つ目が第3号議案別紙、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてと書いてある3枚つづりの資料でございます。

2つ目が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表と書いてあるカラー刷りの資料でございます。3つ目が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）と書いてある資料の3点でございます。不足等はございませんでしょうか。

なし。

ありがとうございます。

まずは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、簡単に基本構想と呼ばさせていただきますが、こちらの概要と、今回の変更に至りました経過をご説明させていただいた後に、主な変更点について

ご説明をさせていただきたいと思います。

まずは、最初に第3号議案別紙と書かれております資料の1ページ目を開いて御覧ください。I番の基本構想の概要について説明させていただきます。「1 法的な位置付け」についてでございますが、こちら基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づきまして、市町村が地域の実情を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を育成する施策を総合的に講じるため、その農業経営の目標や実現のための取組を示したものでございます。

また、法律に基づいて、都道府県では農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、以下、簡単に基本方針と呼ばさせていただきます、こちらを県で定めております。

市の基本構想は、法律と県の基本方針に即した内容として定めることが求められており、今回の変更案につきましても法律と県の基本方針を参考に作成し、その内容につきまして、あらかじめ県への事前協議を実施しております。

続きまして、「2. 基本構想の内容」についてでございます。基本構想では、地域の実情を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営の目標や育成方法、実現のために取るべき措置などを示しております。具体的には、記載のあります第1から第6の事項が定められておりまして、基本構想を策定することにより、認定農業者制度や農地中間管理事業等が実施できるようになり、関連する国の支援制度を活用することができるようになります。

次に、「3. 基本構想の期間」についてでございますが、おおむね5年ごとに定める県の基本方針の期間について定めることとなっております。前回令和4年2月に見直しを行っておりますが、今回は法改正に伴いまして、5年を待たずに変更することとなります。

次に、「4. 変更の手続き」についてでございますが、資料に記載のとおり、法に定められておりまして、先日、8月2日に開催されました農政審議会においてお諮りさせていただいた内容を基に、本日越谷市農業委員会会議において議案としてご説明をさせていただきます。

て、県と最終協議をし、同意を得た上で基本構想を変更するというような流れになってまいります。

資料の２ページ目をお開きください。「Ⅱ 変更の背景」についてでございます。まず、大きな背景としまして、令和５年４月の農業経営基盤強化促進法の一部改正がございます。この法改正の趣旨としましては、農業者の減少の加速化が見込まれる中、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、担い手に対する農用地の利用の集積ですとか、農地の集団化など、効率的かつ総合的な農地利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の育成を図るための措置を講ずるものとなっております。

主な法改正の概要としましては、（１）として、旧人・農地プランの法定化に伴い、地域農業経営基盤強化促進計画、通称「地域計画」の策定に関する事項が追加されております。地域計画では、農業者等による協議を行い、その協議結果を公表することや、協議結果を踏まえ、区域において目標とする農地利用の姿を示した地図を作成することなどが定められております。

（２）としまして、農地の貸し借りの際に市町村が定める農用地利用集積計画が、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画に統合されております。

（３）として、基本方針及び基本構想に「農業を担う者の確保及び育成」等に関する事項の記載が追加されることとなりました。

また、（４）としまして、「農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等の追加」が規定され、都道府県では農業を担う者の確保及び育成のために必要な援助を行うため、「農業経営・就農支援センター」を整備することとなり、埼玉県では県の農業支援課が位置づけられているところでございます。

もう一つの背景といたしまして、２の埼玉県の基本方針の一部改正がございます。今回の法改正を受けまして、埼玉県では

（１）として、人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載変更

（２）として、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整

備を規定

(3) として、農用地の利用の集積に関する目標値を現行の「50%」から「56%」に変更するなどの基本方針の変更がされております。

続きまして、3 ページ目をお開きください。「基本構想の主な変更点」についてご説明をさせていただきます。ここからが本市の基本構想の内容変更となりますが、主な内容変更としては、先ほど「変更の背景」で説明させていただきました法律の改正と埼玉県の基本方針の変更内容に沿うように、本市基本構想の変更を行うというものでございます。

資料には主な変更点を箇条書させていただいておりますので、詳細についてはお配りしております、こちらカラー刷りの「新旧対照表」を併せてご参照ください。こちらの新旧対照表につきましては、表の右側に現行の構想が記載されておりまして、左側に改正案の構想が記載されています。また、変更にかかる部分につきましては赤字で記載をさせていただいております。

資料のほうの「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」についてでございますが、新旧対照表の3 ページ目を御覧ください。3 ページ目、こちらの変更点でございますが、今年度越谷市農業担い手育成総合支援協議会が越谷市地域農業振興協議会に統合されることに伴いまして、そちらの文言を変更させていただいております。また、今回の法改正に伴い、「人・農地プラン」に関する記載を「地域計画」に変更させていただいております。

また、1 ページめくっていただいて4 ページでは、事業内容の変更に伴いまして農地中間管理機構による研修事業を削除したほか、5 ページ目では新規就農者数の数値を現在の数値に更新しています。

続きまして、資料の第2 及び第3 のところで記載に関する変更はございません。

「第4 第2 及び第3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」についてでございますが、こちらは今回の法改正及び県の基本方針の変更に伴い、新設された事項となりまして、新

旧対照表でいいますと5ページ及び6ページの記載となります。ここでは、「農業を担う者の確保及び育成の考え方」や、「就農等促進のための取組」等を定めることとなっておりまして、後ほど出てきますが、これまで基本構想の第5に記載されていた内容の一部を含めた内容をこちらに記載しております。

本市におきましても、農業を担う者の確保及び育成については非常に重要な課題となっていることから、引き続き各種支援策の活用や、人材の育成、就農希望者等への適切な情報提供等を実施していくといったことをこちらで定めております。

次に、資料、「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」についてでございますが、新旧対照表の6ページ及び7ページとなっております。ここでの変更点でございますが、法律において使用される文言が変更となったことに伴いまして、「農用地の利用関係の改善に関する事項」、こちらの表記を「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」に変更させていただいております。また、「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」、こちらの数値について、埼玉県の基本方針の数値が変更となりましたことから、本市におきましても耕作面積及び集積面積の実績や動向等を勘案させていただきまして、「56%」に変更しております。このほか、法律の改正に伴いまして一部の文言等を整理しています。

続きまして、資料、「第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」についてでございますが、新旧対照表ですと、8ページから15ページになりまして、ここでの変更点でございますが、法律の改正に伴い、「利用権設定等促進事業に関する事項」が削除となっております。

また、15ページとなりますが、こちらも法改正に伴いまして、地域計画に関する「協議の場の設置」及び「区域の基準」に関する記載が追加となっております。

また、16ページとなりますが、ここでの変更点は、「3. 委託を受

けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項」につきまして、農業委員会、中間管理機構に関する記載を追加しております。

また、先ほどご説明させていただきました「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新設されたことに伴いまして、新旧対照表の16ページの下段の「5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業」及び「6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保を促進する事業に関する事項」、こちらの2つの事項に関する記載の一部を削除しています。このほか、記載内容の変更に伴いまして、項立て、項番号等の整理をさせていただいております。

最後、資料の「第7 その他」についてでございますが、新旧対照表でいいますと19ページとなっております。ここでの変更点でございますが、基本構想の施行期日を記載させていただいているほか、今回削除となりました「利用権設定等促進事業」につきまして、法律にあわせて、経過措置ということで令和7年3月31日までは、従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定めることができる旨を記載させていただいております。このほか、利用権設定等促進事業の削除に伴い、別紙1が削除となっております。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてのご説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

山崎委員。

4 番 委 員
(山崎委員)

基本構想のこの資料の3枚つづりの1ページの基本構想の内容のところに、3段目に「認定農業者制度や農地中間管理事業等」となっていますが、この等は特例事業のことを指していますか。

農 業 振 興 課

特例事業に限らず、法律で基本構想に定める事業等が記載されており、今回削除になった利用権設定等促進事業など様々な制度を利用できるようにしており、例示として認定農業者制度、中間管理機構の事業を記載させていただいております。認定農業者制度もそうですが、

議長

関連する国の各種支援制度が使えるようになり、基本構想をつくらないと、そういった各種支援制度を活用することができないというような、そういった立てつけになっているというところでございます。

4 番 委 員
(山崎委員)

農 業 振 興 課

よろしいですか。

ほかに。短時間では今の説明で理解するのがちょっと難しいと思うのですが、基本的に文言が変わったのが多いということなので。

この地域計画というのは、これからですか。

地域計画につきましては、県と国のほうでもマニュアル等を作成しており、今後越谷市においてもどのようにしていくか検討させていただいているところです。

議長
全 員
議長

ほかには。

なし。

ありがとうございました。

それでは、質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の5ページから6ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の7ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

議

長

続きまして、議案書の８ページから９ページです。第３号報告 農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について、１０件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第１号報告、第２号報告、第３号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の１０ページです。第４号報告 農地の改良に係る届出について、１件の届出がありました。内容につきましては田畑転換です。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、９月２５日月曜日午前１０時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前１０時４０分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 8月25日

議 長

署名委員

署名委員